

入札公告（訂正）

次のとおり訂正します。

平成30年1月9日

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

1. 公告日 平成29年12月25日
2. 件名 平成29年度 名古屋港清龍丸現場修理
3. 訂正内容 特記仕様書を修正しました。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月25日

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成29年度 名古屋港清龍丸現場修理
- (2) 仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による
- (5) 入札方法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不落随契には移行しない。

(6) 電子調達システムの利用

① 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。

② 電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（船舶整備）」のA、B、C又はD等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること
- (3) 上記2（2）の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
- (4) 次に掲げる事項について実績を有する者であること。
平成19年4月1日以降、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出

- 期限の日までに完了した、船舶の機械設備を修理・整備した実績を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - (6) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
 - (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所 品質管理課
電話 052-651-6728
- (2) 入札説明書の配付期間及び場所
配布期間：表1のとおり
配布場所：上記3(1)、当局ウェブサイト (<http://www.nagoya.pa.cbr.mlit.go.jp>)、及び電子調達システム
なお、無償にて配付する。
- (3) 現場説明会の日時及び会場
現場説明会へ参加を希望する者は平成29年12月28日までに上記3.(1)へ申し込むこと。
平成30年1月5日（予定）
日時等については、申込者に対し後日連絡する。
名古屋港湾事務所「清龍丸」船上（名古屋市港区空見町39番地地先）
- (4) 申請書の提出期間及び場所
提出期間：表1のとおり
提出場所：電子調達システムにより提出すること。
なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、上記3(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）により提出すること。
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記3(1)に同じ。
- (6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
日時：表1のとおり
提出方法：電子調達システムにより提出すること。
なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、表1記載の提出期間内に上記3(1)に持参又は書留郵便等により提出すること。
- (7) 開札の日時及び場所
開札時間：表1のとおり
開札場所：〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、当局の交付する入札説明書に示す申請書に必要書類を添えて、提出期間内に提出しなければならない。
また、入札日の前日までの間において当局から当該書類に関する説明及び協議を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者の

した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した調達を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した申請書等及び入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 詳細は入札説明書による。

表 1

入札説明書配布期間	平成29年12月25日9時30分から平成30年1月19日16時00分までの間に配布を行う。(但し土曜日・日曜日及び祝日には配布を行わない。)
競争参加資格確認申請書等提出期間	平成29年12月25日9時30分から平成30年1月10日16時00分までの間に提出を受け付ける。(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札書提出期限	平成30年1月19日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
開札日時	平成30年1月22日 10時00分

入 札 説 明 書

中部地方整備局の一般競争に係る入札公告（平成29年12月25日付）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

2. 担当部局

〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所 品質管理課
TEL 052-651-6728
FAX 052-652-0303

3. 競争入札に付する事項

(1) 件名 平成29年度 名古屋港清龍丸現場修理

(2) 仕様等

別冊仕様書及び契約書（案）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

(4) 履行場所

別冊仕様書のとおり。

(5) 電子調達システムの利用

① 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願（様式-3）を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。

② 電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（船舶整備）」のA、B、C又はD等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 上記4(2)の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。

(4) 次に掲げる事項について実績を有する者であること。

平成19年4月1日以降、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日までに完了した、船舶の機械設備を修理・整備した実績を有すること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）

(6) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から指名停止を受けていない者であること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、4. (2) 以外の参加資格条件を満たしているときは、開札時に4. (2) の認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出期間：表1のとおり

② 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）すること。

電子調達システムにより提出する場合は、証明書等提出画面の「添付資料」欄にの申請書等を添付し提出する。（電子ファイルの受信可能容量は3MBまで）。なお、電子ファイルが3MBを超える場合には、申請書については電子調達システムを利用して提出するものとし、それらの添付書類については上記2. に持参又は書留郵便等をにより提出するものとする。またその際、証明書等として下記の内容を記載した書面を電子調達システムにより提出すること（締切日時必着）。

1. 郵送等を行う旨の表示
2. 郵送等を行う書類の目録
3. 郵送等を行う書類のページ数
4. 発送または持参年月日

③ ファイル形式：電子調達システムにより提出するファイルは、以下のいずれかの形式にて作成すること。なお、LZH又はZIP形式によるファイル圧縮は認める。

－太郎2011以下、Microsoft Word2010以下、Microsoft Excel2010以下、その他PDFファイル、JPEG又はGIF形式の画像ファイル。

(2) 申請書は様式－1により作成し、下記の書類を併せて添付すること。

① 役務提供の実績調書

様式－2

(3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については表1に示す期日以降に通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) その他

- ① 提出された申請書等について分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- ② 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、当局の指示に従って行う場合を除き認めない。

6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：表1のとおり

② 提出先：2. に同じ

③ 提出方法：電子調達システムにより提出するものとする。ただし、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、書面により提出先に持参又は書留郵便等により提出するものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し電子調達システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

回答期限：表1のとおり

7. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び添付の仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：表1のとおり

② 提出場所及び提出方法：電子調達システムによる（その旨電話連絡すること）。ただし、紙入札方式の場合は2. まで持参又はFAXにて提出すること。なお、FAXにて提出する際は、送信後電話で必ず着信を確認すること。

- (2) (1) の質問に対する回答は、表1に示す期間まで、電子調達システムで提出されたものは電子調達システム及び上記2. にて、紙入札方式の場合は上記2. にて閲覧に供する。

8. 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出期間：表1のとおり

- (2) 提出場所：電子調達システムを利用する場合は次のURLにて提出する。

電子調達システムのURL

<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

紙入札方式による場合は2. の担当部局へ提出する。

- (3) 入札方法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不落随契には移行しない。

- (4) 提出方法

① 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は書留郵便等により提出すること。

② 紙入札方式により持参する場合は、様式-4により入札書を作成し、封かんのうえ、件名、宛名及び入札者の氏名を表記し、入札書の提出期間内に提出しなければならない。

③ 紙入札方式により書留郵便等により提出する場合は、二重封筒とし、中封筒を上記②の直接提出する場合と同様に作成し、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載し、上記2. 宛の親展で、入札書の提出期間内に到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (5) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は無効とする。

② 一般競争（指名競争）参加資格を申請中の場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札条件に違反した者のした入札は無効とするとともに、無効の入札をした者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

- (6) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止

めることがある。

(7) 代理人による入札

- ① 紙入札方式により代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで代理委任状（様式－5）を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

開札日時：表1のとおり

開札場所：〒455-0045

名古屋市港区築地町2番地

中部地方整備局 名古屋港湾事務所

(9) 開札

開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ① 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ② 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場した後においては、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ④ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

(10) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記に従い入札書を提出した入札者であって、4. の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、予算決算及び会計令第85条の基準により、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ② 予算決算及び会計令第85条の基準について
 - i 本件は、予算決算及び会計令第85条の基準対象になる場合、基準価格を下回った入札が行われたときは、落札者の決定を「保留」する。なお、落札者の決定は後日となるので、その結果については、追って通知する。
 - ii 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上ある時は、直ちに電子くじ又は紙くじを引かせ、落札者を決定するものとする。
紙くじの場合、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない時は、入札執

行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(11) 入札書に関する注意事項

提出された入札書は中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得第6条各号に該当する者を除き、有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算の誤り等を理由として無効の訴えを提起できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止を行う。

9. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者は、この入札説明書（別紙仕様書を含む）及び中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得を熟読し、これを遵守すること。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 書留郵便等により契約書を取り交わすことを希望する者は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払の条件

完了払

(6) 現場説明会の日時及び会場

現場説明会へ参加を希望する者は平成29年12月28日までに上記2.へ申し込むこと。
平成30年1月5日（予定）

日時等については、申込者に対し後日連絡する。

名古屋港湾事務所「清龍丸」船上（名古屋市港区空見町39番地地先）

(7) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基く指名停止を行うことがある。

(8) 電子くじについて

①電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

②落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

1) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

2) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

3) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

表 1	
競争参加資格確認申請書書等提出期間	平成 29 年 12 月 25 日 9 時 30 分から平成 30 年 1 月 10 日 16 時 00 分までの間に提出を受け付ける。 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札書提出期限	平成 30 年 1 月 19 日 16 時 00 分 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
開札日時	平成 30 年 1 月 22 日 10 時 00 分
競争参加資格確認通知	平成 30 年 1 月 15 日
競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求期限	平成 30 年 1 月 22 日 16 時 00 分 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答	平成 30 年 1 月 29 日
入札説明書等質問期間	平成 29 年 12 月 26 日 9 時 30 分から平成 30 年 1 月 9 日 16 時 00 分までの間に提出を受け付ける。 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札説明書等質問回答閲覧期限	平成 30 年 1 月 19 日 16 時 00 分

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名：
電話番号：

平成29年12月25日付けで入札公告のありました「平成29年度 名古屋港清龍丸現場修理」に係る競争に参加する資格要件について審査されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

① 役務提供の実績調書 様式－2

役務提供の実績調書

提出者名			
年 度	発 注 機 関	業 務 名	役 務 提 供 内 容

- 1) 平成19年度以降、申請書の提出期限の日までに完了した、船舶の機械設備を修理・整備した実績を記入のこと。
- 2) 記載内容を証明できる書類（仕様書、契約書等）の写しに該当箇所をマーキングして添付すること。

紙入札方式参加願

1. 発注件名： 平成29年度 名古屋港清龍丸現場修理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

平成 年 月 日

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

入札者

住所

企業名称

氏名

分任支出負担行為担当官

名古屋港湾事務所長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

入 札 書

契約名 平成29年度 名古屋港清龍丸現場修理

入 札	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

競争契約入札者心得及び入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



分任支出負担行為担当官

名古屋港湾事務所長 殿

- (注) 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
 2. 金額は「アラビア」数字で記入する。
 3. 金額の冒頭には、「¥」記号を記入する。

<記載例：個人委任の場合>

委 任 状

(↓入札を行う人の個人名・入札書の使用印鑑を押印)

私は ○○○○ (印) を代理人と定め、貴局の発注した
平成○○年度○○○○○○○○○○○○○○○○ (←契約件名を記入)
に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札、並びに見積を行うこと。

平成 年 月 日

住 所 ○○市○○区○○町○番地

○○○株式会社○○支店

氏 名 支店長 ○○○○ (印)

印

(↑社印・代表者印を押印)

分任支出負担行為担当官

名古屋港湾事務所長 殿

平成29年度

名古屋港清龍丸現場修理

特記仕様書

平成29年12月

国土交通省 中部地方整備局

名古屋港湾事務所

I. 総則

1. 工事概要

本修理は、名古屋港湾事務所所属の浚渫兼油回収船「清龍丸」を修理するものである。

2. 一般事項

本修理は、「船舶製造修理請負工事共通仕様書(案)(平成20年3月)(以下「共通仕様書」という。)」を適用する。

3. 主要目

航行区域	近海区域(国際)
船体部	
長さ	104.0m
	約115m(船首防舷材、船尾ドラグヘッド点検踊場張出時)
幅	17.4m
	約31m(舷外排送管、油回収器張出時)
深さ	7.5m
喫水	5.6m
総トン数	4,792ト
船体材質等	鋼
機関部	
主機関	2,860KW × 2台
主発電機	2,600KW × 2台
推進器	全旋回可変ピッチ式 × 2台 1,800KW × 2台
浚渫機械装置部	
浚渫方式	センタードラグ方式
浚渫ポンプ	8,000m ³ /h × 1台
リサイクル兼排泥ポンプ	8,000m ³ /h × 1台
油回収装置部	
油回収器	舷側設置式(過流式) × 2基 スキッパー式 × 2基
油回収ポンプ	250m ³ /h × 4台
防災装置部	ヘリコプターデッキ

4. 工期

契約締結日より平成30年3月30日までとする。

5. 履行場所

係船岸壁：V3 名古屋市港区空見町39番地地先

6. 支給材料及び貸与物件

- | | |
|---------|----|
| 1) 支給材料 | なし |
| 2) 貸与物件 | なし |

7. 完成図書

- 1) 本工事の完成時に、以下のとおり完成図書を提出するものとする。

項 目	部 数	電子媒体
工事写真集	2部	2部
作業報告書(全項目の施工 ・点検記録含む)		
その他監督職員が必要と認めた資料		

- 2) 工事写真は、「船舶修理工事写真管理基準(案)」に基づき提出するものとする。

8. 検査

本修理は、当局検査職員の行う検査合格をもって検収とする。

9. その他

- 1) 本修理の施工中、受注者は著しい摩耗、損傷等が発見された場合は、監督職員に文書で報告するものとする。この場合は、監督職員の指示により、修理内容を変更することがある。

- 2) 当局の指示等により修理内容を変更した場合は、工期の末日までに変更契約を行うものとする。
なお、変更契約の積算は、港湾土木請負工事積算基準（平成29年度版 第1章 2節 5. 変更契約の積算）の記載に従い実施する。
- 3) 本工事において、本特記仕様書に明示なき事項について疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。
- 4) 本修理で発生した塵芥が船外室内の床・壁等に付着した場合は、清掃を行うものとする。
- 5) 本修理の実施日については、当該船舶の運航及び各機器の稼働に影響のないよう行うものとし、工程については監督職員と十分な打合せを行うものとする。

[参考]

清龍丸の係船日（予定） : 土曜日、日曜日及び祝日 [休日]
金曜日 [午後]
2月16日、3月16日 [整備日]

II. 修理工事

1. 電気部

1-1 通信装置

1-1-1 マルチビームソナー装置 (古野電気 HS-600F MARK 2)

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1) 送受信装置の下記基盤を換装
①PUY-11100A | 1 枚 |
| 2) 基盤換装後に動作確認をする。 | |

2. 油圧装置部

2-1 舷側設置式油回収揚降装置 (油研工業)

- | | |
|---|-----|
| 1) 下記油圧ホース換装 | |
| (1) 揚降装置台車移動用油圧ホース
・25A×4本×(L=700mm)(耐油性21Mpa) | 4 本 |
| (2) 逸走防止用油圧ホース
・10A×8本×(L=1,000mm)(耐油性21Mpa) | 8 本 |
| (3) トラニオンストッパー用油圧ホース
・10A×4本×(L=500mm)(耐油性21Mpa) | 4 本 |
| 2) 下記部品を取替 | |
| (1) アダプター、ホースニップル、ボルト類 | 1 式 |
| 3) 油圧ホース換装後に作動確認をする。 | |

2-1 スキッパー式油回収揚降装置 (太陽鉄工)

- | | |
|--|------|
| 1) 下記油圧ホース換装 | |
| (1) 揚降装置台車移動用油圧ホース
・油圧ホース 21Mpa×25A×L1,000mm×2本
・油圧ホース 21Mpa×32A×L820mm×2本 | 4 本 |
| (2) 油回収器固縛装置用油圧ホース
・油圧ホース 21Mpa×12A×L670mm×8本 | 8 本 |
| (3) 揚降装置台車固縛装置用油圧ホース
・油圧ホース 21Mpa×12A×L855mm×8本
・油圧ホース 21Mpa×12A×L805mm×8本 | 16 本 |
| (4) 揚降装置台車固定ピン用油圧ホース
・油圧ホース 21Mpa×12A×L580mm×4本
・油圧ホース 21Mpa×12A×L470mm×4本 | 8 本 |
| (5) 回収コンテナ台車移動用油圧ホース
・油圧ホース 21Mpa×25A×L1,200mm×4本 | 4 本 |
| (6) 回収コンテナ固定ピン用油圧ホース
・油圧ホース 21Mpa×12A×L470mm×4本
・油圧ホース 21Mpa×12A×L430mm×4本
・油圧ホース 21Mpa×12A×L650mm×4本
・油圧ホース 21Mpa×12A×L680mm×4本 | 16 本 |
| (7) 回収コンテナ固縛装置(1)用油圧ホース
・ 油圧ホース 21Mpa×12A×L1,160mm 削除
・油圧ホース 21Mpa×12A×L1,180mm×2本 | 2 本 |
| (8) 回収コンテナ固縛装置(2)用油圧ホース
・油圧ホース 21Mpa×12A×L1,160mm×2本
・油圧ホース 21Mpa×12A×L1,180mm×2本 | 4 本 |
| 2) 下記部品を取替 | |
| (1) アダプター、ホースニップル、ボルト類 | 1 式 |
| 3) 油圧ホース換装後に作動確認をする。 | |

船舶修理工事請負契約書

- 1 工 事 名 平成29年度 名古屋港清龍丸現場修理
- 2 引 渡 場 所 係船岸壁：V3 名古屋市港区空見町39番地地先
- 3 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成30年 3月30日
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税 ¥
及び地方消費税の額)
- 5 契約保証金 免 除

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)及び入札説明書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書並びに入札説明書の内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事の対象となる修理船舶(以下「修理船舶」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他修理船舶を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

31字削除

- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48条)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟及び調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(~~請負代金内訳書及び~~工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、~~請負代金内訳書~~
~~(以下「内訳書」という。)~~及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(修理船舶の引渡し)

第4条 発注者は、修理船舶を受注者に引渡す場合は、発注者と受注者とが立会のうえで行うものとする。

- 2 受注者は、前項の引渡しを受けたときは、別に定める様式の預り書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、発注者から引渡しを受けた修理船舶を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、契約の目的以外に使用又は利用してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、修理船舶、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくは一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとする。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許検討」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(承諾図)

第9条 受注者は、設計図書に明示してある場合は図面を作成し、工事着手前に発注者の承諾を得なければならない。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を定めたときは、その官職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

四 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合に置いては、監督職員に到達して日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に係る監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者)

第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権利を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、受注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第13条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任するものを除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者において行なう品質試験等にかかる費用（運賃荷造費を除く。）はこの限りでない。
 - 3 監督職員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会及び工事記録の整備等）

- 第15条 受注者は、設計図書において監督職員の立会のうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督職員の立会又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録

を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は、工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、遅滞なくこれを監督職員に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会又は見本検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与物件)

- 第16条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具等（以下「貸与物件」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与物件の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与物件を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与物件に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与物件に代えて他の支給材料若しくは貸与物件を引き渡し、支給材料若しくは貸与物件の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与物件の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与物件の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与物件を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与物件が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与物件の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、解体検査等)

- 第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によると

きは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊若しくは解体して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊若しくは解体して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工にあたり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 一 設計図書と修理箇所の状態とが一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
- 三 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

- 一 第1項第1号又は第2号に該当し工事内容を変更する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第1項第3号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 三 第1項第3号に該当し工事内容を変更する場合で 発注者と受注者とが

工事目的物の変更を伴わないもの。

協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 6 受注者は、次のいずれかに該当するときは、10日以前に発注者に通知して工事の全部又は一部の施工を中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更、訂正又は協議にかかる決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 一 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。
 - 二 第3項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。
 - 三 前項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議がととのわないとき。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書を変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第21条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、第2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その

他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を受注者に請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定め

る。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内においてインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、前各項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更するものとする。

- 2 前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督職員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督職員に通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(行政庁に対する手続)

第28条 受注者は、工事について行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって当該行政庁に対する手続きをしなければならない。

(一般的損害)

第29条 修理船舶の引渡し前に、修理船舶又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第43条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の

うち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第43条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第31条 修理船舶の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行ない、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（修理船舶、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第32条 発注者は、第8条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第27条、第29条又は第31条の規定により請負代金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第33条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊若しくは解体して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負

代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(発生品)

第34条 受注者は、工事に伴う発生品については、工事完成までに発注者に引き渡すものとし、引き渡しに当たっては、現場発生品調書を添付するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による引き渡しを受けた発生品を速やかに工事現場より搬出しなければならない。ただし、発注者が必要がある場合は、受領後40日を超えない日数に限ってその保管を無償で受注者に寄託することができる。
- 3 発注者は、前項ただし書きの場合においては、受注者から預り書を徴し、その保管については、第16条第8項の規定を準用するものとする。

(請負代金の支払い)

第35条 受注者は、第33条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第36条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

第37条 工事目的物に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請

求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は10年とする。
- 3 発注者は、修理船舶の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、遅延なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 修理船舶が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、発注者は、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、修理船舶の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第38条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第27条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第38条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確

定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第39条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第41条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第39条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第40条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第41条 受注者は、次のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第42条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊若しくは解体して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与物件があるときは、当該貸与物件を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物件が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 5 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第39条の規定によるときは発注者が定め、第40条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び、第4項後段の規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（火災保険等）

- 第43条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（違約金等の相殺）

- 第44条 発注者は、受注者の納付すべき違約金、遅延利息、賠償金又は過払金を発注者が支払うべき金額から控除し、なお、不足を生ずるときは、更に、受注者から追徴するものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により、追徴すべき金額を発注者が指定する期限までに納付しないときは、その遅延日数について年5パーセントの割合の遅滞金を発注者に納付しなければならない。

（資料、報告等）

- 第45条 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。
- 2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、又は報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(情報の提供)

第46条 発注者が当該物件を使用している間について、受注者は、故障原因の調査及び修理等に必要な情報の提供に無償で応じるものとする。なお、受注者は情報提供による費用の負担を発注者に請求することができる。

(補 則)

第47条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記のとおり契約した証としてこの証書2通を作成し、発注者と受注者とが各自保管する。

平成 年 月 日

発注者 住所 名古屋市港区築地町2番地
氏名 分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 池田 哲郎 印

受注者 住所
氏名 印

中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得

（目的）

第1条 国土交通省中部地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（一般競争参加の申出）

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項本文の規定により入札保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。ただし、契約担当官等が認める場合に限る。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が振替国債である場合には、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに提供しようとする振替国債の名称及び記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）を取扱官庁に

提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

6 入札参加者は、入札保証保険契約を締結し又は契約保証の予約を受けることにより第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該入札保証保険契約に係る証券又は当該契約保証の予約に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、工事請負契約における契約保証の予約に係る保証金額は、第1項の規定にかかわらず、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上、特定調達契約以外の契約にあつては、見積もった契約希望金額の100分の10以上とする。ただし、特定調達契約以外の契約にあつても、国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当することとなった場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上となるよう契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなければならない。

7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての振替国債については、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者決定後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等が示す図書（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、公告、公示又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

- 3 入札書を電子入札システムにより提出する場合は、別添2の入力画面上において作成し、書面により提出する場合は、様式1により作成するものとする。
- 4 入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等へ提出しなければならない。
- 5 入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等あての親展で提出しなければならない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 9 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札参加の取りやめ)

- 第4条の2 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。
- 2 前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届を別添3の入力画面上において作成の上、入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は入札辞退届(様式2)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、入札辞退届(様式2)又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。
 - 3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行っていない、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 4 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（IC カード）を不正に使用してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 入札書の提出期限後に到達した入札
 - 三 委任状を提出しない代理人のした入札
 - 四 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
 - 五 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
 - 六 記名押印を欠く入札
 - 七 金額を訂正した入札
 - 八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 九 明らかに連合によると認められる入札
 - 十 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - 十一 その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - 二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - 三 令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないと

き

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第7条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）の次に有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。

2 国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者は、令第86条第1項に基づく契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。

2 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として令第99条の2の規定による随意契約には移行しない。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10（工事請負契約については、当該契約が特定調達契約に該当する場合又は落札者が国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者である場合は、100分の30）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約担当官等が認める場合に歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

- 5 落札者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

- 6 落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

- 7 契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての振替国債については、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証について

は、その受領書と引換えにこれを返還する。

(入札保証金等の振替え)

第11条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

様式1

(用紙A4)

入 札 書

一金

ただし

〇〇競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

様式2

(用紙A4)

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している